

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第六号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第四イの七級の項基準となる職務の欄中「本庁の課長の職務」を「一 本庁の課長の職務」に改め、次に「二 病院の局長の職務」を加え、八級の項基準となる職務の欄中「一 本庁の副部長の職務」を「本庁の副部長の職務」に改め、「二 病院の局長の職務」を削る。

別表第七イ（三）の共通の項七級の欄中「センター付」を「局長 センター付」に改め、同項八級の欄中「局長 センター付」を「センター付」に改める。
別表第九イを次のように改める。

イ 病院医療職給料表（一）級別職務区分表

区分	病 院	四 級	三 級	二 級	一 級
共通	病院長	センター付	副病院長 科長 TQM推進室長 感染管理室長 医療安全管理室長 医幹	科長 副部長 医長	医員
循環器・呼吸器病センター		センター付	脳神経センター長 地域医療連携室長 感染症対策部長		
がんセンター			希少がん・サルコマーゼンター長 低侵襲手術センター長 周術期センター長 治験管理室長 地域連携・相談支援センター長 緩和ケアセンター長 臨床腫瘍研究所長 通院治療部長 副室長		
小児医療センター			移植センター長 小児がんセンター長 遺伝診療センター長 治験管理室長 地域連携・相談支援センター長		
精神医療センター			政策医療企画室長		

別表第十二を次のように改める。

職	区分
局長 病院長 契約局長 参事	一 種
主席工事検査員 技術評価幹 副参事 課長 技術幹 局長 副病院長 TQM推進室長 感染管理室長 医療安全管理室長 脳神経センター長 地域医療連携室長 希少がん・サルコマーセンター長 低侵襲手術センター長 周術期センター長 治療管理室長 地域連携・相談支援センター長 緩和ケアセンター長 臨床腫瘍研究所長 移植センター長 小児がんセンター長 遺伝診療センター長 政策医療企画室長 精神保健指導幹（病院事業管理者が定めるものに限る）	三 種
副室長 副課長 副技術幹 副技術幹 科長（病院事業管理者が定めるものに限る） 部長（病院事業管理者が定めるものに限る） 感染症対策部長 図書館長 精神保健指導幹 副局長 副局長 副局長 副局長 主任工事検査員 副主任工事検査員	四 種
部長 主席技師長 主席主幹 通院治療部長 科長 医科長	五 種

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。